

一般廃棄物処分業許可証

住所 東京都千代田区外神田3丁目6-10

氏名 株式会社リーテム

代表取締役 中島 彰良

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第58条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

平成29年6月28日

大田区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 西川 太一郎

記



- | | | |
|---|----------------------------|---------------------------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ |
| 2 | 処分（最終処分を除く。）
最終処分の区別 | 処分（最終処分を除く。） |
| 3 | 処分の方法 | 破碎 |
| 4 | 処理施設等の種類、数量、
設置場所及び処理能力 | 破碎施設 1施設 72 t/日
大田区城南島3丁目2-9 |
| 5 | 処分先 | 東京ボード工業株式会社
株式会社タケエイ |
| 6 | 許可期間 | 平成29年7月1日 から
平成31年6月30日 まで |
| 7 | 許可の条件 | |

作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

配布先：

殿

COPY不可

本許可証写しは、貴社向けに発行したものです。